

# 組織拡大行動中!

目標達成に向け、組合員ご家族  
皆様のご協力をお願いします。

# 建設長崎

November  
No.689  
2022年11月15日  
1部20円 組合員の購読料は組合費に含まれます  
印刷●株昭和堂 TEL095-821-1234

発行●長崎県建設産業労働組合 〒852-8021 長崎市城山町17番58号 TEL095-862-7121 FAX095-862-5281 http://www.kensetunagasaki.org/ 発行責任者●若杉孝雄 編集人●古井宏樹



要請を行う佐藤委員長

## 長崎県へ中小建設業者・職人の 仕事確保、賃金・待遇改善を要請

### 「資材高騰など中小建設事業者の厳しい状況を訴える」

組合は中小建設業協会と共に十一月二日長崎県庁にて、公共工事の地元建設業者への発注や平準化、職人の賃金確保・待遇改善、助成制度の創設・拡充を求めて長崎県に対して要請行動をおこないました。

組合、協会からは、佐藤委員長、北村協会長他十六名、長崎県からは平田副知事他十一名が出席。また長崎県議六名にも同席をいただきました。

北村会長から平田副知事に要望書を手渡し、佐藤委員長が要望内容の趣旨を説明。建設現場で働く中小建設業者への配慮を求めた。

要望書に盛り込まれたのは、①中小建設事業者への工事発注に関する要請 ②公共工事設計労務単価に見合う賃金の支払いに関する要請。また公共工事における要請の四項目。

③工事発注における要請 ④住宅リフォーム事業の活性化と担い手の育成を求めた。

公共工事設計労務単価に見合う賃金の支払いに関する要請では、長崎県の設計労務単価は、最も低かった平成二十四年と比較すると六六・五％上昇しているが、私たち技能労働者の賃金は一〇％程度しか上がっていない実情を訴え、積極的な取り組みを求めた。併せて、見積書に明示された法定福利費が適切に支払われるよう元請業者に対する指導も求めた。

工事発注における適正単価に関する要請では、最低制限価格の更なる引き上げ、小規模工事における単価の割増し等、適正単価での発注を求めた。

住宅リフォーム事業助成に関しては、景気浮揚策として経済波及効果や雇用創出に大きく貢献している「子育て応援住宅支援事業」から制度が拡大された

「親子でスマイル住宅支援」の取引適正化が図れるよう

事業」について、県下一円への浸透と関係予算の拡充を求めた。

これに対し平田副知事は、工事発注については「令和四年度予算では前年度を上回る規模を確保しており、中小建設業者の受注機会の確保にも繋がるものと考えている。またゼロ県債を活用しての工事発注の平準化や建設業の働き方改革を推進するため、適正な工期を確保した工事発注に取り組んでいる。更に低層の木造化等を進め、公営住宅内の集会所などで採用している」とし、適切な賃金の支払いでは、「セミナーの開催や国と連携した立ち入り検査の実施。また下請企業保護に関する文書要請などを行って、元請下請間の取引適正化が図れるよう

指導監督の強化に努めていく」と回答。適正単価の設定では、「最低制限価格の引き上げや小規模の建築工事では設計単価の割増しなど行っている。また、最低制限価格、一般管理費の算出方法の引き上げや資材単価の実勢価格調査による反映を行っている」と述べられ、住宅リフォーム助成に

関しては、「令和四年度から実施している親子でスマイル住宅支援事業での取り組みが県内すべての市町で拡充されるよう働きかけていきたい」と回答。

要望全般に対して、「皆様の仕事をしやすい環境づくりができる限り取り組んでいく」と述べられました。その後、意見交換を行い終了しました。



要望書を手渡す北村協会長

## 全建総連第六十二回定期大会 三年ぶりとなる対面での開催 全国各地より一一五二名が集結

全建総連第六十三回定期大会は、「組織拡大・CCU推進」で中西中央執行委員長が挨拶、続いて徳島建労・フレッセの両代表が歓迎の挨拶を行いました。

来賓には、徳島県知事、徳島市長をはじめ各政党の国會議員が出席。それぞれより連帯と激励の挨拶がありました。

本会議では、第六十二年の経過報告・財政決算報告・会計監査報告、第六十三年度運動方針案・予算案の提案が行われました。

二日目は、社会保障、組織、賃金、技術対策など九の分科会に分かれて議案が討議され、建設長崎役員退任表彰が行われ、田上一郎前執行委員長が功労者表彰を授与されました。

新役員挨拶では、再任された中西中央執行委員長が「建設国保をはじめとする予算確保、技能者の能力評価、働き方改革の対策を進めるなど、要求しなければならぬことがたくさんある。今後の建設業界を担う若者たちが安心して働ける環境を作らなければならぬ」と決意を述べました。

新役員挨拶では、再任された中西中央執行委員長が「建設国保をはじめとする予算確保、技能者の能力評価、働き方改革の対策を進めるなど、要求しなければならぬことがたくさんある。今後の建設業界を担う若者たちが安心して働ける環境を作らなければならぬ」と決意を述べました。

役員退任表彰が行われ、田上一郎前執行委員長が功労者表彰を授与されました。

新年度の役員選出では、佐藤執行委員長が、中央執行委員に新しく選任されました。

お詫びと訂正  
建設長崎十月号三ページ記事「西彼支部住宅デー」文中の参加者のお名前が間違っておりましたので、訂正してお詫び申し上げます。

(正) 溝上智志  
(誤) 溝上智司



3年ぶりに対面開催となる全建総連大会本会議



表彰を受けた田上前委員長

# インボイス制度 事前準備の基本項目チェック

## 登録編 ① まずはインボイス発行事業者の登録要否の判断から…

- ・インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。
- ・現在免税事業者の方であっても、事業の内容などに応じて、登録を受けるか検討しましょう。

### □売上先がインボイスを必要とするか検討しましょう

- 消費者や免税事業者である売上先は、インボイスを必要としません。
- 売上先が簡易課税制度を選択している課税事業者の場合も、売上先はインボイスを必要としません。
- それ以外の課税事業者である売上先は、仕入税額控除のためにあなたが交付するインボイスの保存が必要ですが、制度開始から6年間は、免税事業者からインボイスの交付を受けられずとも、仕入税額の一定割合（80%・50%）を控除できます。
- 売上先の数が少ない場合は、売上先に直接相談することも考えられます。

### □登録を受けた場合・受けなかった場合について検討しましょう

- 登録を受けた場合、売上先がインボイスを求めたときは、記載事項を満たしたインボイスを交付する必要があります。
- 現在免税事業者の方であっても、登録を受けると、課税事業者として申告が必要となります。（簡易課税制度を適用することで、事務負担の軽減を図ることができます）
- 登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても、課税事業者として申告が必要となります。
- 登録を受けなかった場合インボイスを交付できませんが、売上先は制度開始から6年間は、仕入税額の一定割合が控除できる経過措置が適用できます。なお、この期間の終了後は、相手先はあなたからの仕入について仕入税額控除ができなくなります。また、登録を受けない場合でも、インボイスに該当しない請求書等は交付できます。

### □登録を受ける場合は、登録申請書を提出しましょう

- 令和5年10月1日のインボイス制度の開始当初からインボイスを交付する場合は、令和5年3月31日までに、登録申請書を行う必要があります。e-Taxによる登録申請書も可能です。
- 個人事業者における屋号や主たる事務所等の所在地など、一定の事項を申出により併せて公表できます。

## 売手編 ② 次に売手としての準備に取りかかりましょう

### □取引ごとにどのような書類を交付しているか確認しましょう

- 雑収入等も含め、売上先が事業者である取引についてインボイスの交付が求められる取引か確認しましょう。
- インボイスは、請求書、領収書など名称は問いません。電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
- 都度「納品書」の交付か、月締め「請求書」の交付か、レシート・手書き領収書の交付があるかなど確認しましょう。

### □交付している書類等につきどう見直せばインボイスとなるか検討しましょう

- インボイスは、登録番号、適用税率、消費税額等の記載が必要となります。
- 消費税額に1円未満の端数が生じた場合「1のインボイス当たり税率ごとに1回」端数処理を行うこととなります。
- 相互に関連する複数の書類で記載事項を満たすことも可能です。
- 売上先が作成する「仕入明細書」「支払通知書」などにより支払いを受けている場合、売上先はこれらの書類により仕入税額控除を適用することもできます。この場合、あなたは売上先に改めてインボイスの交付は不要です。
- 何をインボイスにするか、どう交付するか、システム改修等も含めて考えましょう

### □売上先に登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を共有しましょう

- 登録を受けた旨や何をインボイスとするか、交付方法等についてあなたと売上先で認識を共有することが円滑な準備にとって重要です。あなたも準備を行っているとなれば、継続的な取引関係のある売上先の安心につながるとも考えられます。

### □インボイスの写しの保存方法や売上税額の計算方法を検討しましょう

- 写しの保存はコピーに限らず、電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
- 売上税額の計算方法は割戻計算と積上計算があります。（売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。）

### □必要に応じて価格の見直しも検討しましょう

- それまで免税事業者だった方は、商品やサービスの価格について消費税を加味して見直しましょう。

## 買手編 ③ その次に買手としての準備に取りかかりましょう

### □簡易課税制度を適用するかを確認しましょう

- 簡易課税制度を適用する場合、仕入税額控除のためにインボイスの保存は不要です。（よって、以下の項目は検討不要）

### □自社の仕入れ・経費についてインボイスが必要な取引か検討しましょう

- 継続的でないような一度きりの取引、少額な取引についても原則としてインボイスの保存が仕入税額控除の要件となります。
- 3万円未満の公共交通機関や従業員に支払う日当や出張旅費、通勤手当などインボイスの保存が不要となる特例もあります。

### □継続的な取引については、仕入先から受け取る請求書等が記載事項を満たしているか確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう

- 仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認しましょう。
- 何がインボイスとなるかについて、仕入先との間で認識を統一しておくことが重要です。
- 必要に応じて価格の見直し等を相談しましょう。逆に価格の見直し等の相談を受ける場合もあります。

### □受け取った請求書等をどのように保存・管理するか検討しましょう


- 請求書を、登録番号のありなしで区分して管理できるようにすることが重要です。
- 免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受けるには、区分記載請求書の保存が必要です。
- 電子帳簿保存法のスキャナ・スマホ保存も検討しましょう。

### □帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法を検討しましょう

- インボイス制度の開始後も帳簿の記載事項は変わりません。
- インボイス保存不要の特例や免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける場合、その旨の記載が必要です。
- 仕入税額の計算方法は、積上計算と割戻計算があります。（売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。）


## インボイス制度の影響 パターン別

**A 自身が課税事業者 取引先も課税事業者**




- ・インボイス制度による収益への影響はほとんどなし
- ・インボイス登録の手続きを検討する
- ・制度開始までに請求書の形式変更等の準備を整える
- ・簡易課税制度を利用している場合は、インボイスの保存をしなくても仕入税額控除が可能

**B 自身が課税事業者 取引先が免税事業者**




- ・インボイス登録の手続きを検討する
- ・取引先がインボイスに登録しない限り仕入税額控除ができない（経過措置がある6年間は一定の割合で仕入税額控除が可能）
- ・上記の場合でも、簡易課税制度を利用している場合は、インボイスを保存しなくても、仕入税額控除が可能。
- ・制度開始までに請求書の形式変更等の準備を整える

**C 自身が免税事業者 取引先が課税事業者 ⇒課税事業者になる**



- ・現状のままだと、取引先は仕入税額控除できない（登録しなければ値引き交渉や取引中止の可能性もあるが、相手が簡易課税制度利用であれば問題なし）
- ・インボイス登録手続きを選択する場合、登録することで課税事業者となり消費税の納税が必要となる
- ・簡易課税制度の利用を検討する
- ・消費税納税分だけ利益が減る点には注意
- ・課税事業者になると最低2年間免税事業者には戻れない点に注意

**D 自身が免税事業者 取引先も免税事業者 ⇒免税事業者を継続する**

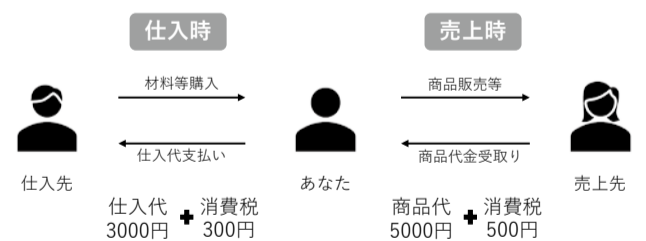


- ・現状、インボイス制度に登録する必要性は低い
- ・取引先がインボイスに登録した場合の対応を考えておく

### 軽減・インボイスコールセンター

インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談は、以下で受け付けています。  
 【専用ダイヤル】0120-205-553  
 【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）

## 消費税 仕入税額控除の図解



$$(\text{売上時の消費税}) - (\text{仕入時の消費税}) = (\text{納税すべき消費税})$$

$$500\text{円} - 300\text{円} = 200\text{円}$$

これを「仕入税額控除」という。今後、仕入税額控除を行うには適格請求書（インボイス）の保存が必要となります。

### 国税局・税務署主催説明会の開催

国税局・税務署主催によるインボイス制度についての説明会を開催しています。日時等は、インボイス制度特設サイトの「説明会」ページをご覧ください。

説明会

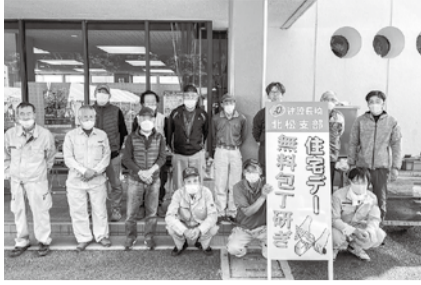


### 国税庁ホームページインボイス制度特設サイト

インボイス制度のより詳しい情報や、国税庁が行っているオンライン説明会の模様、申請手続きに関することやQ&Aなどを掲載しています。

特設サイト





十一月六日(日)、鹿町分会を中心とした住宅デーを鹿町コミュニティセンターにて実施し、組合員さん、主婦会を合わせて十四名の方々に参加頂きました。

### 北松支部 鹿町分会住宅デー 肌寒い中も、百五十二本の包丁を研ぎあげる



浦上東支部では、十一月六日(日)女の都二丁目公民館で住宅デー(無料包丁研ぎ奉仕活動)を行いました。コロナ禍もあり、組合活動が制限され思うようにできない中、久しぶりの活動でした。

当日は、天気にも恵まれ朝は少し肌寒かったのが、時間が経つにつれ日差しが暑く感じるほどでした。 今後とも組合活動を通して、仲間と共に自分自身も成長できるように頑張っていこうと思います。 奉仕活動の成果としては、八十本の包丁を研ぎあげました。

当日は、本部より佐藤執行委員長、また、坂本県議、野口市議にも出席いただき

久しぶりに会う支部の皆さんは、作業の合間に冗談を言い合ったり、地区の方々のやりとりでも笑顔で対応したりと、楽しい時間を過ごしているように見えました。やはり、顔を合わせて、仲間と一緒に何かをやるといのはとても大事だと再確認することができました。

活動の大切さを再確認

浦上東支部では、十一月六日(日)女の都二丁目公民館で住宅デー(無料包丁研ぎ奉仕活動)を行いました。コロナ禍もあり、組合活動が制限され思うようにできない中、久しぶりの活動でした。



激励のあいさつを頂戴しました。

十一月六日(日)、鹿町分会を中心とした住宅デーを鹿町コミュニティセンターにて実施し、組合員さん、主婦会を合わせて十四名の方々に参加頂きました。



肌寒い中、組合員さん、主婦会の方々は朝早くからご協力頂き、皆様お疲れ様でした。

- (参加者) (十四名) ※順不同
- 須藤 輝久
  - 萩原 正清
  - 田中 祐二
  - 田中 誠次
  - 松瀬 威夫
  - 和野 裕生
  - 近藤 善男
  - 近藤 生喜
  - 前田 修一
  - 松田 健直
  - 筒井 直
  - 近藤 和子

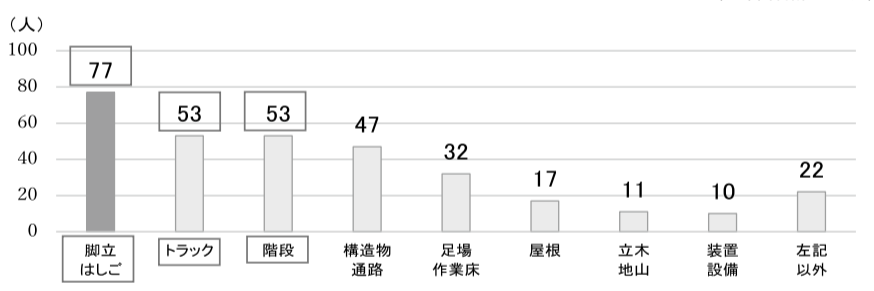
- (参加者) (敬称略・順不同)
- 田崎 順一
  - 増田 啓治
  - 田島 浩文
  - 濱崎 豊巳
  - 金子 嘉和
  - 門脇 圭佑
  - 平田 太郎
  - 渡部 政徳
  - 森 節子
  - 佐藤執行委員長
  - 坂本県議
  - 野口市議
  - 大原 和夫
  - 川口 義輝
  - 平山 末子
  - 濱崎亜紀子
  - 田村 俊明
  - 金光 勇吉
  - 川口 末子
  - 濱崎亜紀子
  - 藤田 政一
  - 川口 弘
  - 大原 和夫
  - 田村 俊明
  - 金光 勇吉
  - 川口 末子
  - 濱崎亜紀子

# 労働災害に注意しましょう

## 墜落・転落災害が増えています

令和4年の休業4日以上の墜落・転落災害は、令和4年9月末時点で74人であり、前年同期の58人と比べ27.6%増加しています。また、過去3年間(平成31年～令和3年)の墜落・転落災害を起因物別にみると、脚立・はしごの77人(23.9%)が最も多く、次いでトラックが53人(16.5%)、階段が53人(16.5%)となっています。(下表を参照) 墜落・転落災害において不安全行動をしない、させないよう、いま一度、工場内、出張作業、敷地内作業などを点検し、危険の芽を摘み取っていただきますようお願いいたします。

長崎署管内の直近3年間の労働災害発生状況(平成31年～令和3年) 【休業4日以上、労働者死傷病報告より】



- ◆脚立やはしごを使用するときは、ヘルメット(墜落時保護用)を着用し、あご紐をしっかりと、確実に締めること。
  - ◆脚立やはしごを使用するときは、脱げにくく、滑りにくい靴を履かせること。
- ### トラックからの墜落・転落災害防止対策の要点
- ◆荷台で作業を行う場合は、ヘルメット(墜落時保護用)を着用し、あご紐をしっかりと、確実に締めること。
  - ◆荷台で作業を行う場合、高さ2メートル以上の箇所では、施設側に墜落制止用器具の取り付け設備を設け、適切な墜落制止用器具を使用させること。
  - ◆荷台の上で作業を行う場合は、あおりに乗っての作業を禁止すること。
  - ◆荷台へ昇降する場合は、昇降設備を用意すること。(トラックの荷台からは飛び降りさせない。)
  - ◆荷台で作業を行う場合は、脱げにくく、滑りにくい靴を履かせること。



- ### 脚立・はしごからの墜落・転落災害防止対策の要点
- ◆脚立の墜落・転落防止のため、天板での作業、跨いで作業を禁止すること。
  - ◆脚立の天板や踏さんに身体を当てて、体勢を安定させること。(3点支持)
  - ◆脚立は、滑り止めや開き止め金具等の損傷の有無を、使用開始前に点検すること。
  - ◆はしごは、昇降するための用具であり、これに登って作業は行わせないこと。
  - ◆はしごの墜落・転落防止のため、角度は75度とし、固定して転位防止すること。
  - ◆はしごの先端は、上端床から60cm以上突き出すこと。
  - ◆脚立やはしごは、安定した場所に設置し、荷物を持って昇降させないこと。



- ### 階段からの墜落・転落災害防止対策の要点
- ◆手すりや滑り止めを設置すること。また、手すりや滑り止めが破損しているときは、直ちに補修すること。
  - ◆階段の途中や踊り場には、荷物を置かないこと。
  - ◆両手に物を持って昇降させないこと。また、携帯電話を操作しながら昇降させないこと。
  - ◆水滴や油等が落ちていた時は、放置せず、速やかに除去すること。
  - ◆照明設備で適切な明るさ(照度)を確保すること。また、電球が切れたときは、直ちに交換すること。
  - ◆踵の高い靴は、昇降時に危険があること。



## 歯科健康診断の報告が、労働者数にかかわらず必要になります

(令和4年4月28日公布/令和4年10月1日施行)

- 労働安全衛生法第66条第3項及び労働安全衛生規則第48条に基づき、有害な業務に従事する労働者に対しては、雇入れ・配置替え等の際及び、その後6カ月以内ごとに一回、定期的に、歯科健康診断を行うことが必要です。
  - 法令改正により、歯科健康診断を行った事業者は、労働者数にかかわらず、遅滞なく歯科健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出することが必要となりました。
  - 現行の「定期健康診断結果報告書(安衛則様式第6号)」から、歯科健康診断に係る記載欄を削除し、新たに「有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書(様式第6号の2)」が定められました。
- ※有害な業務とは、「塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務」と規定されています。



【新様式のダウンロードはこちら】

## 講習会のご案内

※講習会はコロナウイルス感染拡大防止対策を講じながら実施します。今後の感染状況を注視しながら、国・自治体の対処方針に従い対応(開催の有無)してまいります。

### 規矩術講習会

木造軸組工法を学ぶ機会が少ない若年技能者を対象に「規矩術講習会」を開催します。

地区	日程	会場	受講料
長崎	令和4年12月4日(日)、11日(日) 午前9時00分～午後4時00分 (受付開始:午前8時30分より)	建設長崎本部 (長崎市城山町17-58)	2,000円

- 【対象者】 青年層組合員 (39歳以下)
- 【定員】 10名
- 【受付方法】 受講料を持参の上、各支部窓口にて受付
- 【内容】 規矩術(基礎講座)
- ※持参するもの さしがね、筆記用具、大工道具
- ※出来るだけ2日間参加の事
- ※技能検定1級・2級の新しい課題に準じた内容となります。



# 国保だより

## ◆インフルエンザ予防接種費用を助成しています！

感染対策にお役立てください

長建国保では加入している被保険者（組合員、家族）全員を対象に、季節性インフルエンザ及び新型コロナウイルスのワクチン接種に係る費用の補助を実施しております。

クチン接種（以下予防接種という）に係る自己負担の費用が一回につき、一、五〇〇円を超えた場合、一、五〇〇円を超えた額を補助致します。

当該組合員が所属する長崎建設産業労働組合の支部窓口で被保険者証を提示し、申請書（様式第一号）を提出して下さい。

《補助の対象者》  
長建国保加入の被保険者  
組合員及び家族

《補助の申請》  
当該組合員が所属する長崎建設産業労働組合の支部窓口で被保険者証を提示し、申請書（様式第一号）を提出して下さい。

《補助の対象期間》  
今年度のインフルエンザの予防接種の助成対象期間は、令和五年三月三十一日迄となっております。（※この期間のうち、実際にワクチンを受けられる期間は市町村や医療機関毎に異なる事がありますので、お住まいの市町村窓口や接種を予定されている医療機関にお問合せ下さい）

《補助の申請期間》  
補助の申請は予防接種を受けた日の属する月の末日まで、各手続をしないまま長期間放置しますと、療養費申請（医療費の払い戻し）ができない場合もございますので、お届け忘れが無いようご家族様におかれてはご確認いただき、該当される場合は速やかに組合へお届けくださるようお願いいたします。

## ◆各種届出は確実に お手続き下さい!!

就職等の理由により被保険者のご家族に異動があった場合、組合員の皆様にはその都度異動の手続きをお願いしておりますが、異動後、手続きをされていないケースも見られます。

結婚や出産、退職などで扶養家族が増えた、あるいは就職や結婚、死亡や世帯分離等で扶養家族が減った、住所や氏名が変わったなど、組合員の世帯に異動があったときは、十四日以内に届出が必要で、資格の取得、喪失の届け出が遅れてしまいますと、扶養家族の保険料を遡って支払っていただくいたり、保険料の返還が受けられない場合がございます。また、各手続をしないまま長期間放置しますと、療養費申請（医療費の払い戻し）ができない場合もございますので、お届け忘れが無いようご家族様におかれてはご確認いただき、該当される場合は速やかに組合へお届けくださるようお願いいたします。

就職等の理由により被保険者のご家族に異動があった場合、組合員の皆様にはその都度異動の手続きをお願いしておりますが、異動後、手続きをされていないケースも見られます。

結婚や出産、退職などで扶養家族が増えた、あるいは就職や結婚、死亡や世帯分離等で扶養家族が減った、住所や氏名が変わったなど、組合員の世帯に異動があったときは、十四日以内に届出が必要で、資格の取得、喪失の届け出が遅れてしまいますと、扶養家族の保険料を遡って支払っていただくいたり、保険料の返還が受けられない場合がございます。また、各手続をしないまま長期間放置しますと、療養費申請（医療費の払い戻し）ができない場合もございますので、お届け忘れが無いようご家族様におかれてはご確認いただき、該当される場合は速やかに組合へお届けくださるようお願いいたします。

こんなときは手続きが必要です！	
○家族が市町村国保から長建国保へ加入するとき	
○家族が会社（社会保険）を退職し、長建国保へ加入するとき	
○出産したとき	
○長建国保を脱退するとき	
○就職等で健康保険に加入したとき	
○市町村国保に加入するとき	
○被保険者が死亡したとき	
○修学や介護等施設入所以外の理由で組合員世帯から転出したとき	
○住所、氏名が変わったとき	
○被保険者証を紛失、破損したとき	
○修学のため自宅を離れる場合	
○介護、福祉施設等に長期入所（入園）する場合	
○組合員が法人として事業を行うようになったとき	
○保険料の賦課区分に変更が生じたとき	
○40～65歳未満（介護第2号被保険者）で国が定める介護適用除外施設に入所するとき	

※お手続きによっては提出していただく書類がございますので、ご不明な点は所属支部、または長建国保までお問合せ下さい。



## 長崎県建設事業国民健康保険組合指定温泉一覧表

※規定料金が異なる場合がございます。各温泉施設までお問合せ下さい。

2022.11.1 現在

消費税10%	指定温泉名称	利用区分	温泉施設内場所	平日料金 休日料金	規定料金	割引料金 メンバーズカード 提示	補助券の額 (温泉券利用)	利用者負担 (自己負担)	所在地 電話番号		
長崎・西彼地区	稲佐山温泉 アマンディ	大人	ホテル側	平日	830円	▲30円	▲300円	500円	長崎市曙町39-38 095-862-5555		
				休日	800円	▲100円	▲300円	400円	長崎市伊王島町1丁目3277-7 095-898-2202		
	i+Land nagasaki (旧)やすらぎ伊王島	大人	しまかせ	平日	1,000円	▲100円	▲300円	600円			
				休日	800円	▲100円	▲300円	400円			
	喜道庵	大人			平日	1,000円	▲100円	▲300円		700円	西彼杵郡長与町岡郷2762-1 095-887-4126
					休日	650円	—	▲300円	350円	西彼杵郡長与町高田郷284 095-856-2631	
道の尾温泉	大人			平日	900円	▲100円	▲300円	500円	西彼杵郡長与町高田郷2289-2 095-856-2617		
				休日	820円	▲100円	▲300円	400円	大村市森園町663-3 0957-50-1126		
県央地区	サンスパ おおむら ゆの華 R4.11.1～料金改定 メンバーズカード提示の有・無に関わらず 規定料金820円から120円お安く 700円になっています。	大人			平日	880円	—	▲300円	580円	雲仙市小浜町雲仙500-1 0957-73-3273	
					休日	460円	—	▲300円	160円		
	青雲荘	大人				平日	550円	—	▲300円	250円	雲仙市小浜町南本町10 0957-74-3141
						休日	330円	—	▲300円	30円	
	小地獄温泉館	大人				平日	209円	差額は返金されません。	0円	諫早市飯盛町平古場279番地 0957-28-4141	
						休日	520円	—	▲300円		220円
県北地区	国民宿舎 くじゃく荘	大人			平日	600円	—	▲300円	300円	東彼杵郡川棚町小串郷272 0956-82-2661	
					休日	600円	—	▲300円	300円	東彼杵郡川棚町小串郷237 0956-82-6868	
	川棚大崎温泉 しおさいの湯	大人				平日	900円	—	▲300円	600円	佐世保市崎岡町853-12 0956-39-4800
						休日	700円	▲140円	▲300円	260円	佐世保市南風崎町449 0956-59-3939
	ザ・パラダイス ガーデンサセボ（※1）	大人				平日	700円	—	▲300円	400円	東彼杵郡波佐見町長野郷558-3 0956-76-9008
						休日	750円	—	▲300円	450円	
	ホテルローレイ ばってんの湯（※1）	大人				平日	660円	—	▲300円	360円	佐世保市鹿町土肥ノ浦169-2 0956-66-2617
休日						900円	—	▲300円	600円		
はさみ温泉 湯治楼	大人				平日	900円	—	▲300円	600円	平戸市田平町野田免210-6 0950-57-1110	
					休日	700円	▲140円	▲300円	260円		
鹿町温泉 やすらぎ館	大人				平日	900円	—	▲300円	600円		
					休日	700円	▲140円	▲300円	260円		
平戸たばら温泉 サムソンホテル	大人				平日	900円	—	▲300円	600円		
					休日	700円	▲140円	▲300円	260円		

（※1）毎月26日「風呂の日」は規定料金が半額となり、補助券の使用は出来ません。

## 指定温泉施設の入浴料割引 及び補助制度



長建国保では、組合員及び家族の健康の保持増進を図るため「指定温泉利用料金の割引及び補助制度」を実施しています。ぜひご利用下さい。

### ■利用料金の割引

指定温泉と契約し、規定料金より安い料金で利用できます。

### ■利用料金の補助

（小人料金には、割引はありません。）

補助券により、割引料金より更に安い料金で利用できます。

規定料金－メンバーズカード割引＝割引後の料金  
割引後の料金－補助券（300円）＝利用者負担金  
・長建国保加入組合員（年間20枚）  
組合のみ加入（年間6枚）

※支部事務所で申し込んで下さい。（要：印鑑）

※詳細については各支部事務所へお問い合わせ下さい。